

現在のコロナ関連の 支援事業を紹介!!

郡上市事業者販売促進応援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した事業者のみなさんが、事業継続を図るために実施した経費に対し、対象経費の2分の1を補助（下限1万円、上限20万円）する事業を開始します。詳しくは、商工観光部商工課へ問い合わせください。

対象者

市内の小規模事業者等で別に定める対象施設であること

内容経費

次に掲げるもので7月1日（木）から11月30日（火）までに実施し支払いを完了したもの

- ① 広告のための経費
- ② ホームページ等の新設・改修のための経費（ハード機器等の整備は除く）
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策のための経費
（ア：二酸化炭素濃度計 イ：非接触型体温計（検温システム、サーモカメラを搭載したもの））
- ④ 通信販売に係る商品の送料（消費者負担の送料は除く）

申込方法

12月1日（水）から14日（火）までの間に、必要書類を商工観光部商工課または各振興事務所へ提出

その他

添付資料や注意事項等は事前に商工観光部商工課までご相談ください。

問 商工観光部商工課 ☎ 67-1808

郡上市青少年育英奨学資金貸付制度

貸付対象者（所得基準有）

- 市内に1年以上住所を有し、引き続き居住する保護者の子弟の人
- 勉学に意欲がある人
- 経済的理由により、修学が困難な人

区 分		貸 付 金 額
一時金貸付	入学時に一括で貸付	50万円以内
月額金貸付	在学中に貸付	高等学校、高等専門学校 月額2万円以内
		短期大学、大学、大学院、専門学校 月額5万円以内

新型コロナウイルス感染症の影響による特例的対応

- コロナウイルスの影響により、予定外で緊急に貸し付けを希望する学生を対象に、特例的に所得算定をし月額貸付を行います。（随時受付、所得減を証明する書類等が必要）

<奨学資金の返還免除について>

返還免除対象者

- 学校を卒業後、市内に住所を有しており、返還者本人に市税等の滞納が無い人。
- 既に奨学資金を返還している人の場合は、返還に遅滞が無い人。

返還免除金額

- 1年あたりの返還金額の2分の1の額で、年間20万円が上限

金融機関から教育ローンを借りている保護者の人への利子補給制度もありません。

問 教育委員会教育総務課
☎ 67-1123